

## 商工会合併に関する基本協定書

大里商工会（以下「甲」という。）、妻沼商工会（以下「乙」という。）及び江南商工会（以下「丙」という。）は、次のとおり基本合意に達したのでこの協定書を取り交わす。

- 1．甲乙丙は合併し、新たに商工会を設立する。
- 2．甲乙丙は解散する。
- 3．新たに設立した商工会は、甲乙丙の権利義務について包括的に承継するものとする。
- 4．以上を基本として合併協議会を設置し、可及的速やかに合併日程等を取り決め、正規の合併契約を締結することとする。

本協定成立を証するため甲乙丙の代表者並びに立会人が記名捺印し、各々本証を保有する。

平成22年2月2日

甲 大里商工会

会長

乙 妻沼商工会

会長

丙 江南商工会

会長

立会人 熊谷市長